

立川市で新婚生活を
始められる方を全力応援

令和7年度
立川市
結婚新生活
支援事業

住宅取得費・住宅賃借費・引越費用など

最大**30**万円を補助

対象世帯の主な要件

- 令和7年4月1日以降に婚姻した
- 婚姻日の年齢が夫婦ともに
39歳以下
- 令和6年の夫婦の合計所得が
500万円未満
- ※ 対象世帯、対象費用について、諸条件
や対象外となる場合があります。

申請期間

令和7年7月1日
～
令和8年3月31日

- ※ 予算額の上限に達した時点で、
終了いたします。
- ※ 最新情報は電話などでご確認
ください。



【お問い合わせ】
立川市 政策財務部 企画政策課
電話：042-523-2111内線2688
FAX：042-521-2653
メール：kikakuseisaku@city.tachikawa.lg.jp

市ホームページはコチラ



● 対象世帯 …次の5つ全てに該当する方

1 婚姻日

令和7年4月1日
～令和8年3月31日までの
間に、婚姻届を提出し受理
された夫婦

2 年齢

婚姻日の年齢が、夫婦とも
に39歳以下である

3 住所

新生活の拠点となる
立川市の住所に、夫婦とも
住民登録をしている。

4 所得

令和6年1月1日
～令和6年12月31日の
夫婦の合計所得が、
500万円未満である。
(貸与型奨学金を返還し
ている場合は、合計所得か
ら年間返還額を控除でき
ます。)

5 その他

- ・夫婦とも過去に結婚新生活支援事業(他自治体含み)の補助を受けていない。
- ・夫婦のいずれも市税の滞納がない。
- ・夫婦とも立川市暴力団排除条例に規定する暴力団員にないこと。
- ・生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていない。
- ・3年以上、立川市に住む意思があること。
- ・内閣府及び立川市による本事業の実施に係るアンケート等に協力します。

● 補助金受取りまで大まかなの流れ

